

○文部科学省告示第七十六号

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月十八日

文部科学大臣 阿部 俊子

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示

大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

別表第一 標準設置経費額（第一の二の(一)、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

- 一 大学
 (一) 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

- 一 大学
 (一) 収容定員が八〇〇人未満（医学関係及び歯学関係にあつては七二〇人未満）の場合

(単位：百万円)

(単位：百万円)

備考 一〇十 [略]	合計	設備の整備に要する経費	校舎の整備に要する経費	経費の区分		学部の種類
				人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学 関係 (医学関係及び歯学関係を除く。)	
	八二二	四〇	七七二	六	一、五七	学部の種類
	九	八〇三	五	一、〇四	一九、三	医学関係 (うち附 属病院 分)
	二、三三	一五八	〇一	八	五、四八	歯学関係 (うち附 属病院 分)
	三	二、二〇	四〇九	七、六六	二、〇二	
	六一	〇六	二	(五、七)	(七四〇)	
	一一五	二六、九	七、六六	三	二、〇二	
	一	七、五一	二、〇二	一	七、五一	
	一五	(一一、六)	(七四〇)	一	七、五一	

備考 一〇十 [同上]	合計	設備の整備に要する経費	校舎の整備に要する経費	経費の区分		学部の種類
				人文科学 関係又は 社会科学 関係	自然科学 関係 (医学関係及び歯学関係を除く。)	
	七七二	三九	七三三	七	一、四九	学部の種類
	九	七八二	九九二	一八、三	五、二二	医学関係 (うち附 属病院 分)
	二、二七	一五三	三〇	(一四、)	(二、七)	歯学関係 (うち附 属病院 分)
	五	七、四六	六三四	七、四六	一、九七	
	一九〇	〇	三	(五、五)	(七二〇)	
	二	二五、七	七、四六	〇	一、九七	
	二	七、一八	一、九七	〇	一、九七	
	五	(二〇、四)	(三二)	〇	一、九七	

(二) 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあつては七

(二) 収容定員が八〇〇人以上（医学関係及び歯学関係にあつては七

二〇人以上の場合

(単位：百万円)

二〇人以上の場合

(単位：百万円)

校舎の整備に要する経費	経費の区分		校舎の整備に要する経費	設備の整備に要する経費	合計	学部の種類	
	社会科学関係	人文科学関係又は社会科学関係				社会科学関係	その他
三七四	三二四	一、二二三	四	七八	六一	二、一一一	六、〇二二
五〇五	三二四	三、七二二	五	六〇	三九二	二、二二三	二、二二三
四一三	三二四	一、八三三	七	一〇、二二	七二九	二、二二三	二、二二三
		三、二二六	九	八	九	二、二二三	二、二二三
		八、七六	一四	七四〇	一四	二、二二三	二、二二三

二 短期大学
(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

校舎の整備に要する経費	経費の区分		校舎の整備に要する経費	設備の整備に要する経費	合計	学部の種類	
	社会科学関係	人文科学関係又は社会科学関係				社会科学関係	その他
三五六	三二四	一、一七	〇	七六	六一	二、〇〇〇	五、七一
四七九	三二四	三、五七	八	四	三〇五	二、二二三	二、二二三
三九三	三二四	一、七五	六	九、九九	六六一	二、二二三	二、二二三
		三、二二六	四	六	四	二、二二三	二、二二三
		八、三九	四四	七二〇	四四	二、二二三	二、二二三

二 短期大学
(一) 収容定員が一五〇人以下の場合

(単位：百万円)

設備の整備に要する経費	一一二	二四二	四八
合計	三八六	七四七	四六一
備考	一〇六 [略]		

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類	
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係 その他
校舎の整備に要する経費	四四四	六三〇
設備の整備に要する経費	二四	四八三
合計	四六八	一一一三
備考	一〇二 [略]	

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七七二	一、〇〇二
設備の整備に要する経費	二九九	五九五
合計	一、〇七一	一、五九七
備考	一〇五 [略]	

設備の整備に要する経費	一一一	二三五	四七
合計	三六七	七一四	四四〇
備考	一〇六 [同上]		

(二) 収容定員が一五〇人を超える場合

(単位：百万円)

経費の区分	学科の種類	
	人文科学関係又は社会科学関係	自然科学関係 その他
校舎の整備に要する経費	四二二	五九八
設備の整備に要する経費	二四	四七〇
合計	四四六	一、〇六八
備考	一〇二 [同上]	

三 高等専門学校

(単位：百万円)

経費の区分	収容定員	
	二〇〇人の場合	四〇〇人の場合
校舎の整備に要する経費	七三三	九五二
設備の整備に要する経費	二九一	五八〇
合計	一、〇二四	一、五三二
備考	一〇五 [同上]	

別表第二 標準經常経費額(第一の三の(一)、第二の三の(一)、第三の三及び第四の三関係)

(単位:千円)

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、四〇〇+職員数×六、七〇〇
人件費以外の経常経費	[略]
備考	
一〇五	[略]

別表第二 標準經常経費額(第一の三の(一)、第二の三の(一)、第三の三及び第四の三関係)

(単位:千円)

経費の区分	額の計算方法
人件費	教員数×九、〇〇〇+職員数×六、四〇〇
人件費以外の経常経費	[同上]
備考	
一〇五	[同上]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和九年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。